



■令和3年6月14日～7月2日、6月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（6月会議）

- 精華町議会・5月改選後の初議会です。
- 各委員会の審議は委員会室で審議されます。
- 本会議、各委員会審議とも傍聴できます。
また、インターネット放映もしています。
- 山本せいごHPより、精華町議会HPにアクセス
できます。



防災の取り組みについて（1）

- 改正された災害対策基本法で「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化された。
気象庁では「線状降水帯の情報発信」をし、住民の警戒や身の安全の確保を呼びかけることとなる。
本町における豪雨災害等に対する考えと、具体的対応策を問う。

問1: 線状降水帯発生情報や、風速180km/h（50m/s）以上の気象情報を入手したときの住民への対応は。

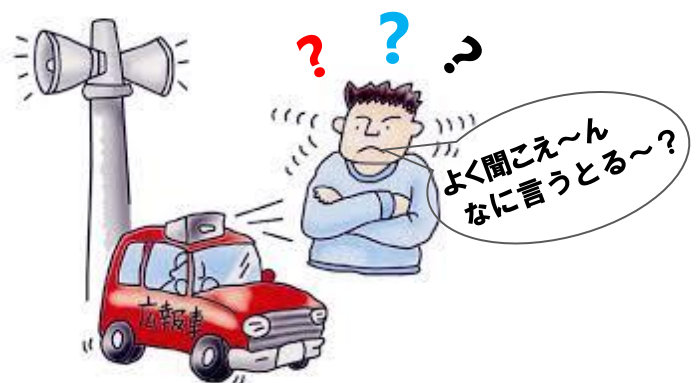
答弁: ①線状降水帯情報についての対応は定めていない。
大雨警報プラス土砂災害警戒情報の、補足情報と認識している。
②警報以上の気象情報で、状況を見極め避難指示を発令する。
防災無線、エリアメール、ホームページなどあらゆる手段を活用し、住民に周知をする。

問2: 浸水想定地域の、避難先の避難施設の確保と使用取り決めは。
また避難ルートを想定した訓練計画はあるか。

答弁: ①立地企業の施設を避難所とし、協定を結ぶ前提で、実態調査の実施を計画している。
②内閣府の、避難行動要支援者の避難行動支援指針に準拠し、データ収集するための町内体制作りを始める。
③訓練は、木津川決壊に対応した情報伝達訓練と、自治体の避難訓練を実施できるよう現在研究中です。

問3: 新たな避難情報の運用で、京都市ですでに「避難指示」が出された。
本町はどのように運用するか、その周知は。

答弁: ①内閣府の5月改訂の避難情報ガイドラインに沿って周知を図る。
②ガイドラインの主な変更点(令和3年5月改訂)
・レベル3の避難準備、高齢者避難開始が、「高齢者等避難」に一本化。
・レベル4の避難勧告及び避難指示が、「避難指示」に一本化。
・レベル5の災害発生情報から「緊急安全確保」に名称変更。
③自治会の回覧、ホームページで広報開始。
自主防災会長の集まりの場で周知を図る。



防災の取り組みについて(2)

問4: 防災対策の進捗状況について

- ①下狛／祝園ポンプ場の設備、排水ポンプの増強は。
- ②ため池の水位監視システムの設置は。

答弁: ①下狛ポンプ場の増強は、通称山川の雨水路整備を令和5年度完了後、財源確保に努め実施していきたい。
・祝園ポンプ場についても、菅井雨水路の整備との整合を図り、ポンプ増設を検討していきたい。

②ため池の水位簡易システムについて

- ・町内防災重点ため池17カ所のうち、11カ所について、工事契約を締結し工事調整を進めている。
残りについても順次導入に向け調整する。
- ・具体的運用は、10月以降に水位計を設置し、来年1月以降から運用を開始する。
- ・日常的な点検等について、地元水利組合と連携を図り、適正管理する。

- 精華町防災計画を改訂しました。
日本で最も進んだ計画と思っている。
しかしこれの本質的な弱点は、学術的な成果をもとに展開したものです。
最大の弱点は、この町に適合できるか実態調査、それに伴う訓練が重要と思っている。
ご協力いただきたい。



問5: 自宅療養のコロナ感染者の避難先の確保、および避難所のPCR検査と感染拡大防止策をどう考えているか。

答弁: ①コロナ感染者の避難所の確保は、京都府の管轄で、町は府からの要請を受けての対応となり、現時点で町独自にできる内容がないのが実情である。
②避難所におけるPCR検査については、計画していない。

問6: 浸水想定地域内にある保育所・学校が使用できなくなった想定と、再開に向けてのタイムテーブルの策定は。

答弁: ①浸水想定区域内にある保育所は、3保育所。
これらの保育所は、「洪水に関する避難確保計画」を作成している。
避難先、防災体制、情報収集と伝達、避難誘導、避難施設の整備、防災教育及び訓練、自衛水防組織の業務、など安全な避難が確保できるよう定めている。
②想定する最大規模の浸水は、1～3メートル。
復旧作業後、安全確認ができた段階で再開が可能。
保育施設に深刻な被害が発生した場合は、相当の時間を要し、具体的な計画策定はできていない。
③今後は、タイムテーブル等を含む計画策定について検討を進めたい。

④浸水想定区域にある学校は、小学校が2校。
木津川が氾濫した時、水深2～3メートルが想定され、学校再開には相当の日数がかかる。
学校施設の設備にダメージを受けるとさらに再開が延びる。
できる限り、早期復旧に努める。

山本議員から 一言 (1)



■防災の取り組みについては、個人の感想として、今、精華町に長い間災害がないという実態から、感度が鈍くなっているのではないかと。

精華町も過去には木津川の堤防から漏水して浸水、屋敷を移転したなどがあった。
折角 いいマニュアルをつくっても絵に描いた餅になっている。
自己満足しているだけとの捉まえ方をされても仕方が無いのではないかと。
子どもの通学路の安全の問題にしても、いろんな面から考えてきっちりしていくべきではないかと。

一日も早くマニュアルを整備する。住民のために、そのマニュアルに沿ってきちっと物事を進めていただきたい。

議会だより (つづき 2)

子どもの ICT教育について



■学校現場でタブレット授業が進んでいるが、次の項目について課題や問題について問う。

質問1:授業時間中、運用上で機器のトラブルや使用上のトラブルはないのか。

答 弁:①昨年度末より、小中学校で一人一台のタブレットの運用を開始した。試行錯誤しながら、授業での使用が本格的に始まった。
②現状において、機器の運用や子供たちの使用上に大きなトラブルは発生していない。

質問2:タブレット使用の、集中力持続を考慮して、各学年に応じた授業および使用時間配分をどう考えているか。

答 弁:①タブレット使用時間についての制限や基準は設けていない。
②長時間連続使用すると健康障害を生じる恐れがあり、文部科学省発行のガイドブックなどに沿って、適切に使用するようになっている。

質問3:目の健康被害の無いよう配慮の必要があるが、医学的な配慮はどうしているか。

答 弁:①健康障害について十分留意しているが、実態としては、タブレット使用の授業においても、教師の説明や子どもの発表などの時間があり、端末画面を長時間見続ける時間は無い。
②端末は、ブルーライトをカットするフィルムを画面に貼っている。

質問4:家庭学習で教育格差を生じさせないよう、タブレットの使用環境をどう整えようとしているか。

答 弁:①タブレット端末を家庭に持ち帰って学習することを計画している。2学期から段階的に実施予定。
②通信環境がない家庭には、モバイルルーターを無料貸し出しをし、通信契約をしていただき、通信費用は負担いただくことを検討している。

通学路の安全確保について

■精北小学校や川西小学校校区の児童が利用する道路は、車がすれ違えない道路や駅に向かう自転車の通行、また危険度の高い踏切横断がある。川西校区では、給食センターの工事も始まり、完成後は食材搬入や給食運搬で交通量が増す。

質問1:こうした環境の中、精北・川西校区の通学路指定の考え方と、今後の通学路の改修について問う。

答 弁:①歩道やガードレールなどにより、歩行者と車両が物理的に区分されている道路、車両の通行量が少ない道路、地震等によって、道路が開鎖する可能性がある工作物や建築物がない道路を優先し、PTAやスクールヘルパーなど、地域の方と相談しながら指定を行う。
②狛田駅周辺の踏切改修や、防災食育センターの建設工事など交通環境に影響を及ぼす事象に対しては、警察や公安委員会と相談をする。



③道路施設の改修は、多額の事業費や長い期間を要するため、まずは通学ルートの変更の対策をし、解決できないと判断される場合に、町の道路整備計画に組み込み、計画的に実施することになる。



●**ブログ** : 「山本せいごの活動報告」も、ご一読ください。

「各種委員会の議事や山本議員の見解など」議案審議の内容や、身近な話題について投稿しています。



議会だより (つづき 3)

中学校の校則 について

■精華中学校の校則改正過程は、テレビ、マスコミで放送された。生徒の自発的発案により生徒同士で考え、生活実態に合わせ、現代的状況にマッチしたものと改正が進んでいる



質問1: 精華町の3中学校の校則は、一部学校間でアンバランスがあるが、校則に対する教育委員会と学校現場の基本的考えを問う。

答 弁: ①校則は、各校が現在の実状を踏まえ、生徒、保護者、教員とともに学校や地域の実態に応じて安定した学校生活を構築するため守るべきルールとして整えてきたものと考えている。
②学校により、重点とするところ、改正の見直しの視点、タイミングにより学校間に一定の差がある。

③文部科学省の指導において校則は、「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の時期は変化するため絶えず積極的に見直さなければならない」とされている。
④校則の内容、見直しの権限は校長にあるが、教育委員会としては、生徒の自主性、主体性を養うべく教育効果が発揮できるよう助言をしていく。

集会所 建設について

■集会所建設の際の地元負担金は、条例適用の3000万円負担や適用外の1000万円負担など、地域ごとの不公平がある。条例や規則、要綱の見直しをすることになっているが、進捗状況を問う。

質問1: 条例や規則、要綱の見直しの進捗状況は。

答 弁: ①山林や池など、財産を保有する既存集落の自治会と、新市街地で形成される自治会の施設の考え方を統一する転換期である。重要な見直しとなり、想定以上の整理に時間を要しており、現時点で進捗を示す段階に至っていない。



再質問: 令和2年12月会議で条例の見直しを含め整理をすると、方向性が示されているが、それに沿って整理されているか。

答 弁: ①基本的にはその方向で進めている。条例の見直しについては、受益者負担で、各地域の公平性を追求した上での整理で、多面的な内容を検討しており、現在、示される内容に至っていない。
②すでに分担金を出しているところもあり、一発で制度を変えることにより、大混乱になる可能性がある。
条例改正まで持つて行くには困難な道がある。

山本議員から 一言 (2)



■校則は、子どもの人権を守るものであってほしい。

(1)今の時代は、子どもが考えて、子供たちが自分たちのルールを認識し、楽しい学校生活を送ることが基本。子どもの人権を守る立場で校則を考えてほしい。

■集会所建設は、公平・公正であるべきだ！

- (1)集会所建設費が、自治会によって負担額が大きく異なることは住民から見るとおかしい。
- (2)改築基準として、町の負担する標準スタイル(建物面積、集会所、厨房、トイレ等)とこれを超えて地域で要望する部分は、地元負担とする。という形に変えていくのが公平で公正でベターと考える。
- (3)自治会も大小あり、小さくなった世帯数の中で1個の集会所がいいのか。将来の人口減少、高齢化も配慮しながら早く集会所を作っていただきたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/ FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ <https://www.balloon.ne.jp/seigo722/>